

**東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る
S E R P 予備会合の結果について**

令和3年3月16日
原子力規制庁

1. S E R P 予備会合を踏まえた暫定評価

原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、本年2月21日、24日から26日まで、3月3日及び4日に実施した原子力規制検査を通じて、事業者が行う核物質防護に係る活動の劣化（以下「検査指摘事項」という。）を確認した。これを踏まえ、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」及び「原子力規制検査等実施要領」に基づき、検査指摘事項について「暫定的な重要度及び深刻度の評価並びに当該結果を受けた対応区分」（以下、「暫定的な評価結果等」という。）について審議するため、同年3月9日に重要度評価・規制対応措置会合（S E R P 予備会合）を開催した。検査指摘事項の重要度を評価した結果、重要度は「赤」¹とし、深刻度は「S L I」²とする暫定評価を得た（別添1参照）。これを受け、対応区分は第2区分から第4区分に変更することとなる。

以上のS E R P 予備会合の暫定的な評価結果等について、審議いただきたい。

2. 今後の対応

暫定的な評価結果等について原子力規制委員会の了承が得られれば、別添2のとおり、東京電力に対して暫定的な重要度の評価結果を通知する。一週間以内に、東京電力からの意見陳述要望又は文書による意見の表明がなければ、重要度・深刻度の評価結果及び対応区分が確定する。

その後、対応区分が変更されることに伴う東京電力に対する指示及び規制対応措置について、原子力規制委員会に諮る。

¹ 核物質防護機能又は性能への影響が大きい水準であり、検査指摘事項の重要度に応じた分類のなかで最も規制の関与が大きい水準。

² 核物質防護上重大な事態をもたらしたもの、又はそうした事態になり得たもの。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案の概要

- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所では、核物質防護設備の機能の一部が喪失し、実効性がある代替措置を講じていなかったことから、令和2年3月以降、複数箇所において不正な侵入を検知できない可能性がある状態となっていた。
- 柏崎刈羽原子力発電所では、組織として核物質防護設備の復旧の必要性を認識していたにもかかわらず、復旧に長期間を要していた。また、東京電力の社員警備員は、代替措置に実効性がないことを認識していたにもかかわらず、改善していなかった。結果として、不正な侵入を検知できない可能性がある状態が30日を超えている箇所が複数あった。
- これら箇所の核物質防護設備は復旧済みである。また、当該箇所における不正な侵入の発生は確認されていない。また、原子力規制庁からの指示により、新たに核物質防護設備の機能喪失が発生した場合には、実効性がある代替措置が取られる体制になっている。
- なお、平成30年1月から令和2年3月までの間においても、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備の機能の一部喪失が複数箇所が発生し、復旧に長期間を要していた。
- 以上のとおり、柏崎刈羽原子力発電所は、組織的な管理機能が低下しており、防護措置の有効性を長期にわたり適切に把握しておらず、核物質防護上、重大な事態になり得る状況にあった。

(主な経緯)

令和3年

1月27日 東京電力から原子力規制庁に、核物質防護設備の機能が喪失し、代替措置を実施しているとの報告。

原子力規制庁は、代替措置の実効性を確認するとともに、東京電力に、他の核物質防護設備について機能喪失しているものがないか、報告するよう指示。

2月15日 東京電力から原子力規制庁に、さらに複数の核物質防護設備の機能喪失が発生し、代替措置を講じていること及び設備の復旧見通しを報告。

2月17日 原子力規制庁から原子力規制委員長・委員に、上記内容及び代替措置の実効性が確認できないことを報告。

2月18日 原子力規制委員会（臨時会合）：事案概要の報告。

2月21日、24日～26日

柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査

3月1日 原子力規制委員会（臨時会合）：検査結果の報告

3月3日及び4日

柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査

3月4日 原子力規制委員会（臨時会合）：今後の評価の進め方について審議。

3月9日 原子力規制庁がSERP予備会合を開催し、重要度及び深刻度を評価（暫定評価案）。

3月16日 原子力規制委員会（臨時会合）：3月9日実施のSERP予備会合の暫定評価案を審議。